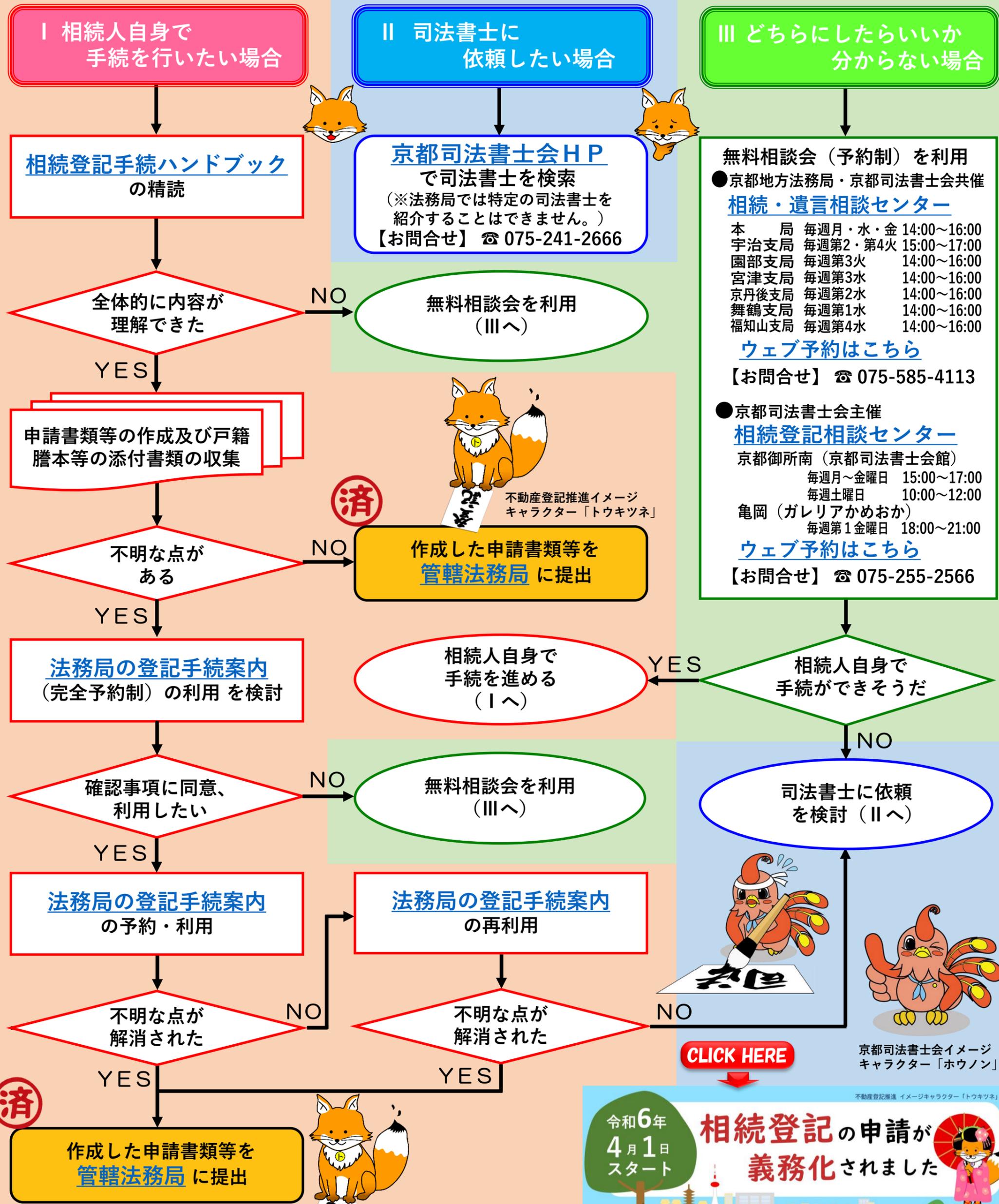


相続登記申請手続に関するフローチャート

ポイント

- ①相続登記においては、亡くなった登記名義人(被相続人)の出生から死亡までの戸除籍謄本等、数多くの書類が必要となります。
- ②登記申請に当たっては、相続人自身で申請書等を作成して申請する方法と専門家である司法書士に依頼する方法の2つの方法があります。
- ③相続人自身で登記の手続をされる場合、司法書士への報酬支払いは不要ですが、申請書類の作成や収集等で相当の時間と手間を要することがあります。
- ④司法書士に依頼する場合、相続人自身の手間は省けますが、司法書士に報酬を支払う必要があります(※報酬額は司法書士によって異なります。)



● 京都地方法務局・京都司法書士会共催
相続・遺言相談センター

本局	毎週月・水・金	14:00~16:00
宇治支局	毎週第2・第4火	15:00~17:00
園部支局	毎週第3火	14:00~16:00
宮津支局	毎週第3水	14:00~16:00
京丹後支局	毎週第2水	14:00~16:00
舞鶴支局	毎週第1水	14:00~16:00
福知山支局	毎週第4水	14:00~16:00

● 京都司法書士会主催
相続登記相談センター

京都御所南(京都司法書士会館)	毎週月~金曜日	15:00~17:00
	毎週土曜日	10:00~12:00
亀岡(ガレリアかめおか)	毎週第1金曜日	18:00~21:00

CLICK HERE

令和6年4月1日スタート

相続登記の申請が義務化されました

京都地方法務局